

令和 2 年度

定期監査報告書

定期監査実施日

令和 2 年 11 月 12 日

令和 2 年 11 月 13 日

令和 2 年 11 月 24 日

西和賀町監査委員

◆契約に係る事務は関係法令等に基づき適正に執行させているか

西和賀町財務規則 第6章 契約

●第1節 一般競争入札

- ・ 入札の公示 (第 113 条)
- ・ 入札保証金の額 (第 114 条)
- ・ 入札保証金に代わる担保 (第 115 条)
- ・ 入札保証金の免除 (第 116 条)
- ・ 入札保証金の還付 (第 117 条)
- ・ 予定価格 (第 118 条)
- ・ 入札 (第 119 条)
- ・ 落札の通知 (第 120 条)

●第2節 指名競争入札

- ・ 指名競争入札の入札者の指名 (第 121 条)
- ・ 一般競争入札に関する規定の準用 (第 122 条)

●第3節 随意契約

- ・ 予定価格の限度額 (第 123 条)
- ・ 予定価格の決定 (第 123 条の 2)
- ・ 見積書の徴収 (第 124 条)

●第4節 せり売り

- ・ せり売りの手続き (第 125 条)

●第5節 契約の締結

- ・ 契約書の作成等 (第 126 条・第 127 条)
- ・ 契約書の作成の省略 (第 128 条)
- ・ 契約保証金の納付 (第 129 条)
- ・ 契約保証金の免除 (第 130 条)
- ・ 契約保証金に代わる担保 (第 131 条)
- ・ 契約保証金の還付 (第 132 条)
- ・ 遅延利息 (第 133 条)
- ・ 議会の議決を要する契約の締結 (第 134 条)

●第6節 契約の履行

- ・ 監督 (第 135 条)
- ・ 検査 (第 136 条)
- ・ 公共工事の前金払 (第 136 条の 2)
- ・ 部分払 (第 137 条)
- ・ 契約の解除等 (第 138 条)

監査の範囲

契約に係る事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。(財務規則第 113 条から第 138 条まで)

監査の主な着眼点

- 入札は規則に沿って適正に執行されているか
- 随意契約とした根拠は適正か
- 契約相手の選定方法及び手続きは適正か
- 予定価格の設定は適正か

改善及び検討事項

- ・ 随意契約理由の妥当性

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を理由として随意契約を行っているものが多く見られた。

契約内容を精査してみると「業務に精通している」、「過去に実績がある」、「現場に近い」などを理由としているものが多く見られ、本当に競争入札ができないのか検証が不十分なままに前例や先入観によって随意契約を行っているものも見受けられた。

同号を理由に随意契約を行う場合には、誰もが納得できる理由を客観的、具体的に記載することが必要と思われる。

* 随意契約根拠の抜粋

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (※公営企業会計は地方公営企業法施行令第 21 条の 14)

1 号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

* 別表第 5	(1) 工事又は製造の請負	130 万円
	(2) 財産の買入れ	80 万円
	(3) 物件の借入れ	40 万円
	(4) 財産の売払い	30 万円
	(5) 物件の貸付け	30 万円
	(6) その他のもの	50 万円

2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3 号 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。

4 号 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9 号 落札者が契約を締結しないとき。

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号適用（緊急の必要によるもの）

第 5 号適用の解釈としては、災害時等において入札の方法を取っていたのではその時期を失し、契約の目的が果たせなくなり、緊急対応しなければ町民生活に重大な影響が生ずる恐れがある場合など、かなり限定的なものをいうとされているが、単なる事故や故障について拡大解釈と思われる取扱いをしているものが見受けられた。

・見積書の適正な徴収

西和賀町財務規則第 124 条では「契約の相手方から見積書を徴しなければならない」とあり、何者以上との定めはないが、一者を選択した理由において具体性を欠くもの、一者随意契約で相手方の参考見積額と同額を予定価格とし、更に同額で契約しているなど、契約金額の妥当性の検証が不十分なものもあった。

契約の公平性、競争性及び透明性を高めるためにも慎重な運用が望まれる。

・継続契約

同一業者と複数年継続して契約しているものも多く見られた。同一業者を契約相手方とする場合は、委託の有効性などを検証した上で改善の必要性を判断されたい。

単に前年度から漫然と継続することがないように留意し、他業者との競争可能性についても検討されたい。

・随意契約ガイドラインの策定

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定める随意契約を締結する際には、公平性、公益性、透明性の確保を図り、適切な契約事務を行うことが求められている。

地方自治体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらず、地方公共団体が任意の特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法でもある。つまり、運用を誤ると適正な価格で行われるべき契約自体が不適正な価格によって行われ、公正な取引を損なうことも懸念される。

随意契約の公平性、経済性を確保するためにも、基本的な考え方及び関係法令等を取りまとめて解説するなどした「随意契約ガイドライン」の作成により、適正な事務執行に努めていただきたい。

◆財産は関係法令等に基づき適正に管理されているか

西和賀町財務規則 第10章 財産

●第1節 公有財産

- ・ 公有財産に関する事務 (第175条)
- ・ 財産の取得 (第176条)
- ・ 財産取得の通知等 (第177条)
- ・ 財産の管理 (第178条)
- ・ 財産台帳 (第179条)
- ・ 価格の再評価 (第180条)
- ・ 行政財産の用途の変更 (第181条)
- ・ 行政財産の所管換え (第182条)
- ・ 行政財産の用途の廃止 (第183条)
- ・ 行政財産の目的外の使用 (第184条)
- ・ 教育財産の使用許可の協議 (第185条)
- ・ 普通財産の貸付け (第186条)
- ・ 普通財産の貸付け以外の使用 (第187条)
- ・ 普通財産処分のお知らせ (第188条)
- ・ 延納の場合の担保 (第189条)
- ・ 延納利息 (第190条)

※公有財産の管理及び運用については、地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

監査の範囲

財産は関係法令等に基づき適正に管理されているか。(財務規則第 175 条から第 190 条まで)

監査の主な着眼点

- 財産台帳が規則に沿って整理され、再評価、取得、処分、所管換えの経過が正確に記載されているか
- 財産の管理体制は明確になっているか

改善及び検討事項

・ 価格の再評価

西和賀町財務規則第 180 条において、管財主管課長は「公有財産について3年ごとにこれを再評価し、その価格により財産台帳の価格を改定しなければならない。」と定められているが再評価されていない。

・ 庁内の連絡体制

町の財産は西和賀町財務規則に基づき、総務課で作成する公有財産台帳に管理されているが、総務課以外の部署ではこのことが認識されておらず、財産の増減の報告が正確に行われていない事例も見受けられた。

・ 財産台帳の整備

公有財産の管理及び運用については、地方自治法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とある。

今回の定期監査で検証したところ、財産台帳に所在地・建築(取得)年月日、取得価格は記載されているものの、財産の増減、修繕記録などが管理されていないため、再評価も含め正確な資産価値を判断するための資料としては不十分なものとなっている。

施設修繕の際には、日付や内容、費用などを台帳に記録し、修繕で投じた金額を資産価値に反映させるよう管理を徹底されたい。また、新地方公会計制度に基づく減価償却や再評価等の資産価値の変動を適正に反映させた財産台帳を整備し、財産管理の正確性の向上に努めていただきたい。

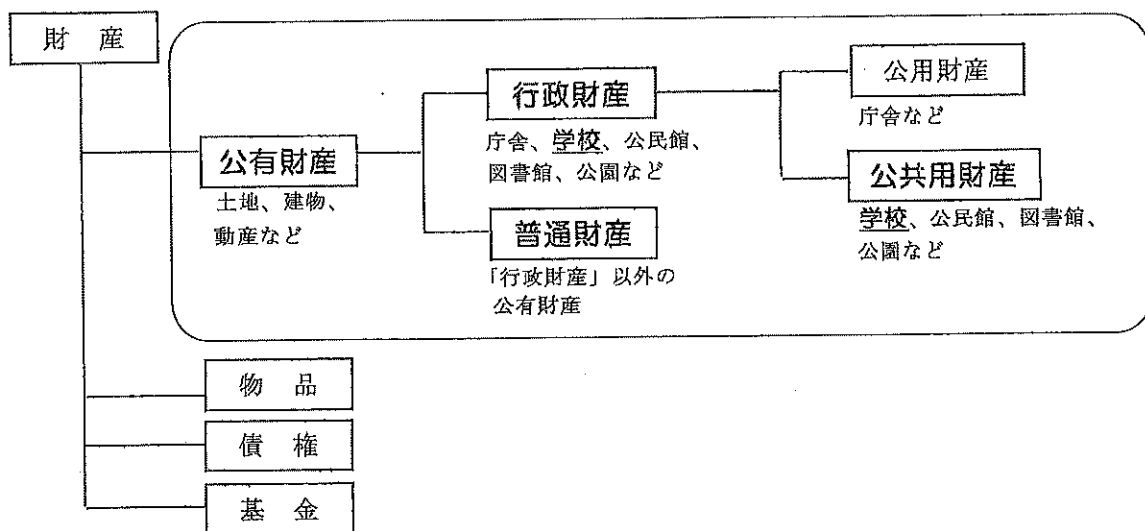
公有財産とは

(1) 町の所有に属する財産のうち次に掲げるものをいいます。(基金に属するものは除く。)【地方自治法第238条第1項】

- 1 不動産
- 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 3 上記に掲げる不動産及び動産の従物
- 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6 株式、社債（特別の法律により設置された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 7 出資による権利
- 8 不動産の信託の受益権

(2) これらの財産は、**行政財産**と**普通財産**に分類されます。

【地方自治法第238条第3項】



行政財産とは

(1) 町において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産をいいます。

- ・ 公用財産 → 町が直接使用する財産
- ・ 公共用財産 → 共同利用する財産

(2) 一部の場合を除き、原則「貸付・交換・売払い・譲渡・出資の目的とすること、信託すること、私権を設定すること」ができません。【地方自治法第238条の4】

普通財産とは

(1) 行政財産以外の公有財産です。

(2) 「貸付・交換・売払い・譲渡・出資の目的とすること、信託すること、私権を設定すること」ができます。

総 評

随意契約については、法令等に規定される要件に該当する場合のみ適用される例外的な取扱いであることを踏まえ、競争性が発揮できないか、公平性が担保されているかなど、町民に対して説明責任が果たせるよう、より客観的な根拠に基づいた契約事務に努めていただきたい。

財産管理については、公有財産を管理する上で最も重要と思われる財産台帳の整理が不十分な状況となっており、台帳整理が喫緊の課題と思われる。台帳整理においては、担当者任せにすることなく、担当管理者のこれまで以上の指導及び管理が不可欠と思われる。